



通信販売にはクーリング・オフ制度はありません

～実物確かめずに購入するので、申し込みは慎重に～



通信販売※ではトラブル防止のために、広告に返品の可否、返品期間等の返品条件、送料の負担等の「返品特約」を明瞭に判読できるように表示することとされています。

なお、返品特約の表示がない場合、商品の到着から8日間は送料を消費者負担で返品することができます。

消費者へのアドバイス

注文する前に返品対応についての規定をよく確認し、慎重に申し込みすることを心がけましょう!

※カタログや新聞・雑誌広告、テレビ番組、インターネットなどを通じて商品を宣伝し、電話やFax、Web等により注文を受け、郵便や宅配便で商品を配送する販売方式

ご相談・お問い合わせは

◎**鳥根県消費者センター** 〒690-0887 松江市殿町8-3 市町村振興センター5階

TEL 0852-32-5916

FAX 0852-32-5918

◎**石見地区相談室** 〒698-0007 益田市昭和町13-1

県益田合同庁舎1階

TEL & FAX 0856-23-3657